

報道関係者各位

市川市教育委員会  
生涯学習部長 板垣 道佳

## 重要文化財の指定について

国の文化審議会（会長 佐藤 信）は、令和6年3月15日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経たのち、文部科学大臣に対し、「中山法華経寺文書（八百三十九通）」を重要文化財（古文書）として指定するよう答申する予定です。

これにより、本市では2件目の重要文化財（古文書）の指定となり、また、中山法華経寺における重要文化財の指定は7件目となります。

### 記

#### 中山法華経寺文書（八百三十九通）

- (1)種 別 重要文化財（古文書）
- (2)員 数 17巻 106冊 4幅 689通 5鋪 6綴 3枚
- (3)所 有 者 宗教法人法華経寺（市川市中山2-10-1）
- (4)保管場所 同上
- (5)時 代 鎌倉～明治時代・13～19世紀

#### 【重要文化財の概要】

中山法華経寺文書は、日蓮の弟子富木常忍（法号日常、1216～99）が開創した中山法華経寺に伝来した文書であり、中世文書と近世文書からなる。

中世文書は、歴代の貫首が寺内の規則を記した置文や寺領に対する寄進状、安堵状、朱印状など中山法華経寺の運営や寺領に関わる文書が中心である。

近世文書は、寺院の歴史をまとめた要録や法事の費用をまとめた帳簿、奥女中の参詣に関する書状など多様な文書がある。

本文書は、日蓮宗や武家勢力の伸張を研究するための基礎資料として学術的価値が高く、我が国の寺院史や東国武家史などを研究するうえで、大変重要である。

問い合わせ先  
考古博物館  
館長 杉山 元明  
Tel.047-373-2202

<参考>



足利晴氏安堵状（画像提供：文化庁）